



# ふれあいネットワーク情報（臨時号）

《令和2年3月5日発行：郡山市》（要回覧・お知らせ）

## 市主催等イベント中止等及び市有施設の休館に関する指針について

このことについて、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の特徴と本市の立地特性からひとたび市内で感染が拡大すれば重大な結果になるとの認識のもと、本年2月25日に開催した本市健康危機対策本部会議において、別添のとおりイベント等の中止（延期）及び市有施設の休館に関する指針を決定いたしました。

つきましては、現下の日本国内における同感染症の発生状況を鑑みるとともに、安倍総理が本年2月26日に国民に向けて発信したメッセージのとおり、「この1、2週間が感染拡大に極めて重要である」ことから、指針の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますよう、お願いいたします。

なお、この扱いは令和2年3月15日までであり、特段の状況の変化があった場合は、同年3月31日まで延長することがあります。

- ◆各町内会等において総会の開催等を判断する際の参考としていただきますようお願いいたします。
- ◆総会の開催等の判断につきましては、市で一律の自粛を要請するものではありませんので申し添えます。
- ◆今後、感染状況の変化により当該指針の改定や対応の変更等が見込まれますが、改めて通知は行いませんので、各町内会においては、市ウェブサイト等により最新の情報を御確認いただきますようお願いいたします。

市ウェブサイト 新型コロナウイルス感染症に関連する情報  
<https://www.city.koriyama.lg.jp/korona/22883.html>

【問合せ先】 市民・NPO活動推進課 TEL 924-3471



セーフコミュニティ国際認証都市 郡山  
国内15番目・世界391番目

【編集／発行】 郡山市 市民・NPO活動推進課  
TEL924-3471

※ふれあいネットワーク情報は、本市ウェブサイト及び郡山市自治会連合会ウェブサイトへの掲載も行っています。

# 新型コロナウイルス感染症に係る市主催等イベント中止等及び市有施設の休館に関する指針

## 1 基本

市主催（実行委員会主催で市が関与しているものを含む。）の不特定多数の参加者による大規模なイベント等は原則中止又は延期とし、開催するイベント等は次のとおりとする。また、市有施設の休館については、次の基準により判断する。

## 2 開催するイベント等

- (1) 新型コロナウイルス感染症対策のための会議等の開催
- (2) 電子会議やネット中継等の代替手段による会議等の開催
- (3) 市政の運営上重要な会議等
- (4) その他中止又は延期することが市民生活やこおりやま広域圏市町村との関係上、影響のあるイベント等（この場合は開催判断理由を示すこと）

## 3 市有施設の休館に関する指針

県内で同感染症の患者が発生した場合、濃厚接触等により飛沫感染又は接触感染の可能性が高い施設については、施設の性格を考慮し、休館とすることがある。

## 4 イベント等を開催し、又は市有施設を開館する場合は次のことに留意する。

### ① 事前の周知

発熱、呼吸器症状（せき、くしゃみ等）がある方はイベント等への参加又は施設の利用をご遠慮いただくことを周知する。

### ② 開催時等の対応

- ・ 会場や施設の入り口に手指消毒の資材等を配置する。
- ・ 多くの方が触れる場所（ドアノブなど）をこまめに消毒する。
- ・ イベント等の参加者や施設利用者（以下「参加者等」という。）に対して咳エチケットを励行すること等の注意事項を周知する。

### ③ 主催者等によるフォロー

主催者又は施設管理者は参加者等に感染症対策の注意喚起や保健所へ相談する場合等について記載したチラシを配布、周知する。

## 5 指針の適用期間

この指針の適用期間は、令和2年3月31日までとする。

## 6 指針の改正について

この指針は、同感染症の発生動向を踏まえ随時改正する。

## 7 附 則

この指針は、令和2年2月20日から施行する。

この指針は、令和2年2月25日から施行する。